

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(NPO活動促進室)

一

○県営土地改良事業の工事の完了

(農村振興課)

一

○海岸保全区域の変更指定

(港湾課)

一

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(北部地方振興事務所)

二

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

三

選挙管理委員会

○個人演説会等の公営施設の告示の一部改正

(選挙管理委員会)

三

監査委員

○平成十九年度行政監査結果に対する措置について

三

○平成十九年度第4四半期に実施した普通会計に係る定期監査結果に対する措置について

九

正 誤

○宮城県公報平成二〇年号外第一九号中

一一

告 示

○宮城県告示第六百二十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年六月三日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 南三陸住宅改善二十一

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名

小野寺 琳

二 主たる事務所の所在地

気仙沼市本郷二十一-一

三 定款に記載された目的

この法人は、建築に関する専門知識と技術を有するものが、介護、医療等の専門家及び市民と協力し、高齢者や障害をもつ人の暮らしやすい生活環境を確保するために、住環境の改善に関する事業等を行うことにより地域に住む人々との連携を図り、明るい地域づくりに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十年五月二十三日

○宮城県告示第六百二十七号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年六月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名	事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
小下倉	地域水田農業支援排水対策特別事業	平成二十年四月二十四日
涌谷東	かんがい排水事業	平成二十年一月三十一日
森菱沼	経営体育成基盤整備事業	平成二十年三月十九日

○宮城県告示第六百二十八号

海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三条第一項の規定により、昭和四十年宮城県告示第二百二十六号で指定した松島港海岸の海岸保全区域を次のとおり変更指定する。

平成二十年六月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 変更指定する海岸の名称

宮城県仙台湾沿岸松島港海岸

二 変更指定する区域

1 区域の表示

基点一から基点九まで順次に結んだ線、基点九と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点九まで順次に結んだ線、補助点九と基点十を結んだ線、基点十から基点十四まで順次に結んだ線及び基点十四と基点一を結んだ線により囲まれた区域。ただし、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定により指定された保安林を除く。

2 基準点、基点及び補助点の表示

基準点 宮城郡松島町松島字仙随内の海岸保全区域基準点北緯三八度二二分二秒二一八九、

東経一四一度四分五秒八八八四)

基点一 基準点から六七度〇分二四・〇メートルの地点

基点二 基点一から二八七度〇分一五五・〇メートルの地点

基点三 基点二から二六七度〇分二二〇・〇メートルの地点

基点四 基点三から二四四度三〇分三〇〇・〇メートルの地点

基点五 基点四から一九二度三〇分二四〇・〇メートルの地点

基点六 基点五から一五七度三〇分一一八・〇メートルの地点

基点七 基点六から一八二度三〇分四九一・〇メートルの地点

基点八 基点七から一四八度〇分一五五・〇メートルの地点

基点九 基点八から五八度〇分三九・〇メートルの地点

基点十 基点九から一一〇度三〇分三一・〇メートルの地点

基点十一 基点十から三〇度三〇分一四三・〇メートルの地点

基点十二 基点十一から三〇〇度三〇分四一・〇メートルの地点

基点十三 基点十二から三〇〇度三〇分九五・〇メートルの地点

基点十四 基点一から五五度〇分一四六・〇メートルの地点

補助点一 基点九から五八度〇分三八・五メートルの地点

補助点二 基点七から七六度〇分八〇・〇メートルの地点

補助点三 基点六から七九度三〇分七七・〇メートルの地点

補助点四 基点五から七九度三〇分七七・〇メートルの地点

補助点五 基点四から二九度〇分八〇・〇メートルの地点

補助点六 基点三から一六一度三〇分五二・〇メートルの地点

補助点七 基点一から一六九度三〇分六〇・〇メートルの地点

補助点八 基点十四から一三七度〇分六〇・〇メートルの地点

補助点九 基点十から一一〇度三〇分六六・〇メートルの地点

○宮城県告示第六百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、江合川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年六月三日

宮城県北部地方振興事務所

所長 大 平 輝 雄

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年五月二十二日	佐藤 殖治	大崎市田尻大嶺字金田三十番地	理事
平成二十年五月二十二日	木幡 莊一	大崎市田尻北小牛田字川名押堀十一番地	理事
平成二十年五月二十二日	永塚 健悦	大崎市古川小林字沢田二十八番地	理事
平成二十年五月二十二日	氏 家 敏	大崎市古川川熊字長清一三六番地	理事
平成二十年五月二十二日	後藤 清夫	大崎市田尻沼部字十文字四番地	理事
平成二十年五月二十二日	大 浪 夫	大崎市古川長岡針字要害二十二番地	理事
平成二十年五月二十二日	後上 孝行	大崎市田尻字町二三五番地	理事
平成二十年五月二十二日	佐藤 勝	大崎市古川小野字窪九番地	理事
平成二十年五月二十二日	石川 武男	大崎市古川狐塚字押堀四番地	理事
平成二十年五月二十二日	高山 正夫	大崎市田尻大沢字田部堂二 四番地	理事
平成二十年五月二十二日	今野 建司	遠田郡美里町平針字大谷地七十四番地	理事
平成二十年五月二十二日	佐々木 重司	大崎市古川沢田字中門三十九番地一	理事
平成二十年五月二十二日	高橋 正宜	大崎市田尻沼部字寺川戸十四番地一	理事
平成二十年五月二十二日	鈴木 求	大崎市古川雨生沢字大谷川十番地	理事
平成二十年五月二十二日	石川 忠勝	遠田郡美里町南高城字屋敷三番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十年五月二十一日	早坂 政司	大崎市古川沢田字三ツ江十一番地	理事
平成二十年五月二十一日	佐藤 殖治	大崎市田尻大嶺字金田三十番地	理事
平成二十年五月二十一日	木幡 莊一	大崎市田尻北小牛田字川名押堀十一番地	理事
平成二十年五月二十一日	永塚 健悦	大崎市古川小林字沢田二十八番地	理事
平成二十年五月二十一日	氏家 敏	大崎市古川川熊字長清一三六番地	理事
平成二十年五月二十一日	後藤 清夫	大崎市田尻沼部字十文字四番地	理事
平成二十年五月二十一日	鈴木 鈴雄	大崎市田尻沼部字富岡浦二十七番地	理事
平成二十年五月二十一日	大 浪 夫	大崎市古川長岡針字要害二十二番地	理事
平成二十年五月二十一日	佐藤 弘一	大崎市古川清水沢字藤屋敷二番地	理事
平成二十年五月二十一日	後上 孝行	大崎市田尻字町二三五番地	理事
平成二十年五月二十一日	佐藤 勝	大崎市古川小野字窪九番地	理事
平成二十年五月二十一日	石川 武男	大崎市古川狐塚字押堀四番地	理事
平成二十年五月二十一日	高山 正夫	大崎市田尻大沢字田部堂一四番地	理事
平成二十年五月二十一日	佐々木 榮一	遠田郡美里町平針字中川前三番一六八番地三	理事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、平成二十年五月二十七日その工事を完了した。

平成二十年六月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
多賀城市八幡字庚田三十四番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
多賀城市八幡二丁目二十一番二十二号
江口 昭市

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十七号
平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。
平成二十年六月三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

仙台市館コミュニティ・センターの項の次に次のように加える。
同 市泉区七北田字田中一番地の二
仙台市八乙女コミュニティ・センター

監査委員

○宮城県監査委員告示第五号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事等から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。
平成20年6月3日

宮城県監査委員 畠 山 和 純
宮城県監査委員 袋 井 正
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

- 1 監査委員の報告日
平成20年3月27日
- 2 通知のあった日
知事 平成20年5月12日
教育委員会委員長 平成20年4月30日
- 3 措置の内容

補助金等の名称	結果・意見の概要	措置の内容
<p>1. 鳴瀬川水源地域活性化対策事業補助金</p>	<p>イ 県は、交付先である対策協議会に対して、その下部組織である地権者会等の事業内容及び収支状況について、実績確認することを指示していなかった。また、対策協議会は補助金の活用方法について、各地権者会に十分な指導をしていなかった事実が認められた。</p> <p>その結果、対策協議会では、各地権者会から事業報告書・収支決算書の提出は受けていたものの、具体的に用途の確認をしていなかったほか、研修視察を実施した地権者会がある一方で、役員会・総会の開催だけの地権者会もあり、地権者会によって補助金の使途に差が出ていた。</p> <p>県は、地方自治法第221条第2項の規定に基づき、補助金の最終の受領者に対して、その状況を調査し又は報告させ、補助金の適正執行を図る必要がある。</p> <p>ロ 県は、その最終の受領者たる地権者会の収支状況を把握していなかったため、それぞれの地権者会に41万円・30万円・19万円余りの繰越金があるにもかかわらず、対策協議会に当該補助金を概算私した事実が認められた。</p> <p>概算私は例外的な支払い方法であることから、県は、交付先で概算私を必要とする理由を明確にし、交付先（最終の受領者を含む。）の財務状況を把握した上で、概算私を適宜適切に行う必要がある。</p>	<p>鳴瀬川水源地域活性化対策協議会から補助金が交付される団体の事業計画書・実績報告書及び支出証拠書類を提出するよう補助金交付要綱を改正し、支出内容や妥当性を確認できるようにした。</p>
<p>2. みやぎ新しいまち・未来づくり交付金</p>	<p>イ 実績確認の方法が、現地確認を実施した地方振興事務所と書類調査だけ行った地方振興事務所があるほか、調査項目及び調査書様式も様々であった。</p> <p>同じ名称・目的の交付金であることから、市町村課で共通する調査項目及び調査様式を統一的に示すのが望ましく、併せて、地方振興事務所とともに交付先の事業内容を勘案した調査項目を加えるなど、確認調査の精緻化を図る必要がある。</p> <p>今回実施した監査においては、気仙沼地方振興事務所が実施した現地確認では、町内の公共施設には行っていない。確認した内容は、町の支出伝票で支払いの事実と、町の検査復命書添付の写真等による機器の存在であった。</p> <p>監査委員が必要と考える実績確認は、役場内の情報センターと小中学校に配置されたパソコンが、高速ネットワークで情報を交換できたかどうかである。</p> <p>県には、交付先での経理処理を確認するのはもちろんのこと、事業内</p>	<p>平成20年4月18日に開催された平成20年度第1回地方振興担当班長会議の席上で、各地方振興事務所（地域事務所）地方振興部商工・振興（第一）班長に対して、平成19年度行政監査報告書の結果・意見の内容について説明し、措置を講じるよう周知した。</p> <p>あわせて平成20年4月23日付けで関係地方振興事務所（地域事務所）長あて別紙写し（記2）のとおり通知し、周知徹底を図った。</p>

	<p>答に則した実績確認を求めるものである。</p>	
<p>3. 財団法人宮城県体育協会活動費補助金「スポーツ選手強化対策費」</p>	<p>ロ 「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金」の交付要綱に、取得した財産の管理・処分等に関しての条項を設けていない。 県民の視点に立った場合、県が交付先で目的に合った使われ方をしていくかを確認することは当然のことであり、職員は交付金の財源が“税金”であることを念頭に置き、その使途や有効性をしっかりと確認することを望むものである。</p>	<p>平成20年4月18日に開催された平成20年度第1回地方振興担当班長会議の席上で、各地方振興事務所（地域事務所）地方振興部商工・振興（第1）班長に対して、平成19年度行政監査報告書の結果・意見の内容について説明し、措置を講じるよう周知した。 あわせて平成20年4月23日付けで関係地方振興事務所（地域事務所）長あて別紙写し（記1）のとおり通知し、周知徹底を図った。</p>
	<p>ハ 市町村課では、通知文を築いたことをもって職責を果たしたとする意識がうかがわれた。地方振興事務所に通知した内容がどのように処理されたか、必要に応じて把握しておくことが望まれる。</p>	<p>平成20年4月18日に開催された平成20年度第1回地方振興担当班長会議の席上で、各地方振興事務所（地域事務所）地方振興部商工・振興（第1）班長に対して、平成19年度行政監査報告書の結果・意見の内容について説明し、措置を講じるよう周知した。 あわせて平成20年4月23日付けで関係地方振興事務所（地域事務所）長あて別紙写し（記3）のとおり通知し、周知徹底を図るとともに、関係地方振興事務所（地域事務所）の実績確認の状況を確認することとした。</p>
	<p>イ スポーツ健康課が行っている“二重チェック”には、過去の反省から不正受給を見逃さないという決意は感じられるが、各競技団体に対する現地調査があるそかになり、担当職員の事務量だけが增加する結果となっている。 県には、確認調査の精度を確保しながらも、事務の簡素化・効率化も考慮した調査方法の見直しを適宜検討するよう求めるものである。</p>	<p>全国的には愛媛県（水泳競技・陸上競技）や茨城県（カーレーシング）で選手強化費補助金の不正受給が発生しており、県としては、二重チェックの全廃ということではなく、毎年度、対象団体の1/3程度を抽出検査し、適正な事務執行がなされているか確認してまいりたい。 なお、現地調査については補助対象経費が宿泊料・交通費・使用料・競技用消耗品（事前承認）であることから、従前から実施している領収書の確認に加え、実施状況写真の提出を求めることにより、適正な事務執行がなされているかどうかの確認が可能であると考えている。</p>
	<p>ロ 県体協には各種目のアマチュアスポーツ団体が加盟しており、団体によって全国でのランキングや上位と位置づける大会が違うなど、考え方は多様である。 補助効果測定の指標を団体での順位のみに限らず、各団体ごとの目標達成度を考慮した指標を設定するなどその成果を県民に説明できるように検討を求めるものである。</p>	<p>宮城県スポーツ振興基本計画において常に国体で10位台の成績を獲得することを目標としていることから、国体成績を効果指標にしている。 しかしながら、他大会等（国際大会・日本選手権大会）もあることから、国体成績を基本指標としながらも、各競技団体に毎年度、自らの目標指標を設定させ、その効果を県民に示すことができるよう各競技団体と調整を図ってまいりたい。</p>
	<p>ハ 県のスポーツ振興に関する方針が補助金の配分に反映されること、併せて補助金の財源が“税金”であることを、改めて各団体に認識されるような指導を望むものである。</p>	<p>前述のとおり、常に国体成績10位台を目標としていることから、全体の競技力向上に努めているところであるが、特に強化を必要とする競技については、トレーニングセンター事業を通じて実施することとする。 なお、税金を原資とする補助金の趣旨については、毎年度開催されている各競技団体事務局長会議で周知徹底を図ってまいりたい。併せて、目標指標の設定についても要請してまいりたい。</p>

<p>4. みやぎ青年育成推進事業「青年活動活性化モデル事業補助金」</p>	<p>青少年課に当該補助金の効果測定の指標はなく、各グループが企画運営したイベントの開催及びその過程をもって「補助の効果があった」と考えている面が見られた。</p> <p>しかし補助の目的は、あくまで「青年リーダーの育成」である。イベントが開催できなくても、補助の目的を遂行することは可能であり、その効果を測定するためには何らかの指標を設けなければならない。</p> <p>県は、補助効果測定のための指標設定を徹底する必要がある。</p>	<p>御指摘のとおり補助の目的は、「青年リーダーの育成」にある。</p> <p>当該においても、事業の効果を測定する指標の必要性は十分に認識している。目標とする青年リーダー像や地域における青年を取り巻く環境、そして目的実現のための手法など、多方面にわたりに総合的に事業内容の再検証を行い、補助効果がわかりやすい事業とするよう努力していく。</p>
<p>5. 市町村振興総合補助金「全般」</p>	<p>イ 今回の監査により、関係各機関に市町村振興総合補助金制度に対する理解や取り組み姿勢にかなり相違がみられたことと、各機関の連携や意志の疎通に大きな問題があった。</p> <p>監査委員としては、市町村振興総合補助金の制度導入の主旨に立ち返り、地域振興課と地方振興事務所はもとより、メニュー事業担当課を含めた本庁各課と地方機関との連携と意志の疎通を一層強化することを強く望むものである。</p>	<p>平成20年2月に庁内各メニュー事業担当課総括補佐会議を開催し、メニュー事業担当課の役割を再確認し、メニュー事業担当課と地方機関との連携をなお一層緊密にするよう要請したところである。</p> <p>今回の監査の意見を受け、平成20年4月開催の企画部部課長・公所長会議において、監査結果を報告するとともに、改めて制度導入の主旨を踏まえて各メニュー事業を所管する地方機関とこれまで以上に意思疎通を図り、補助金の効果を最大限に引き出すよう周知した。また、4月の市町村振興総合補助金担当者説明会においても、庁内メニュー事業担当課、地方振興事務所・同地域事務所地方振興部及び各メニュー事業を所管する地方機関に対し、緊密な連携を要請した。</p> <p>今後も宮城県市町村支援本部及び地方支部の会議を通じ、情報の共有化を図るなど意思の疎通を一層強化していく。</p>
<p>ロ 交付要綱・実施要領・確認実施要領を定め、適正に運用を図っているものの、現実に補助金不正受給事件が発生している。美里町で発生した事件の原因を考えれば、事業成果物の確認が不十分であったと言わざるをえない。</p> <p>監査委員としては、確認調査は現地・現物の確認を原則とすることを県に強く求める。</p> <p>さらに、確認調査の手法を適宜見直し、例えば抜き打ちで現地調査を行うなど、交付先に緊張感を持たせて不正受給の根絶に向けた対策を講ずるべきである。</p>	<p>市町村に対して、通常、補助事業の指導・助言を行っている職員が確認調査を行っている状況が認められたが、一人で確認業務を行った場合に、その事業効果を公正に評価できるのか、客観性・中立性に疑問があった。</p> <p>県には、補助事業の実績確認は複数の職員によって多角的な視点で行うことを望むものである。人的制約などから技術系職員だけで確認業務を行う場合でも、会計処理に関する確認項目・着眼点を指示しておくなど、確認業務の中立性確保と精緻化を求めるものである。</p>	<p>平成20年4月に確認調査実施要領を改正し、成果物等は現物又は完成写真等により確認することなど、確認事項を明確に規定し、必要に応じて写真等の添付を求めることとした。</p> <p>また、確認調査実施要領では、通常の確認調査とは別に、地域振興課による抽出調査を実施することができるなどの規定を設けているところであり、今後はこれを活用するなどして厳正に対処していく。</p>
		<p>平成20年4月に確認調査実施要領を改正し、確認調査に当たって、必ず確認すべき項目を個々のメニュー事業ごとに具体的に明記したほか、証憑書類や成果物等について、最低限確認すべき項目を共通指定様式に明記したところである。また、事業の規模・内容等により、必要に応じて複数の職員による確認調査も実施していく。</p>

<p>6. 市町村振興総合補助金「市町村地域福祉おこしモデル事業」交付先：多賀城市</p>	<p>二 地方振興事務所では、実績確認業務の時期と新規申請の内容審査の時期が重なり、業務が非常に煩雑化している実態が認められた。監査委員としては、実績確認に重点を置く事後確認型にシフトすることの検討を求める。 県が実績確認をしっかりやる、また、その姿勢を市町村に示すことで、不正受給を抑止する効果を期待するものである。</p>	<p>不正受給抑止については、平成20年4月に確認調査実施要領を改正し、実績確認事項の明確化や間接補助事業に係る確認調査方法の見直しなどの改善を行い、事務の精緻化及び効率化を図ったところである。 今後、市町村の主体性促進、事務の効率化等の制度の基本スタンスを尊重しつつ、必要に応じて事務手続きの見直しを行っていく。</p>
<p>7. 市町村振興総合補助金「魅力ある地域づくり事業（自主防災組織育成事業）」交付先：東松島市</p>	<p>イ 今回の監査においては、担当した2公所も市町村振興総合補助金の要綱・要領に従って処理していたにもかかわらず、結果として、当該補助金の一部が有効に使われなかった。 県は、市町村振興総合補助金制度の主旨を踏まえ、“県”という一つの組織として地方機関同士で緊密な連携を図り、補助金の効果を最大限に引き出すように努める必要がある。 ロ 仙台保健福祉事務所では、市町村振興総合補助金制度創設により補助金に関する交付決定等の権限がなくなり、審査・確認に要する予算的措置がなくなつた。また、このメニュー事業以外で、これまで本庁で行っていた業務が移管され、人的に余裕がなくなつている状況が認められた。これに対し地域振興課では、「確認業務に経費はかからない。」として、地方機関の事務改善に努力した様子は見られなかった。 監査委員としては、地域振興課にあつては、地方機関の声を真摯に受けとめ、地方機関での業務遂行をしやすいように努力すべきであると考え。 他方、仙台保健福祉事務所にあつては、本庁主務課または仙台地方振興事務所からの“頼まれ仕事”という意識を排し、市町村で補助事業の効果を最大限に引き出すように鋭意努力するとともに、不正を見逃さない確認調査の実施を求めるものである。</p>	<p>監査での指摘を受け、仙台地方振興事務所では、市町村から変更承認申請等の連絡を受けた場合は、その都度速やかに保健福祉事務所に連絡するよう改善したところである。 さらに、遺漏のないよう、連絡は文書で行い、連携を図っている。 なお、事業の進捗管理にも注意を払い、市町村に対して、随時、執行状況の確認を行っているところである。 地域振興課では、制度のあり方・運用に関する課題、問題点等について、毎年市町村に対するアンケート調査や地方振興事務所担当者との意見交換等で詳しく聴き取りを行い、事務の改善の参考としている。 今後、市町村や地方機関の意見を考慮し、地方機関の業務がより円滑に行われるよう、制度の改善に努めることとする。 仙台保健福祉事務所では、当該補助金制度における事務所の役割を踏まえて、市町村及び県の関係課・所等との意思疎通と緊密な連携を図り、補助金の効果が最大限に引き出されるよう、より一層努力する。 また、実績確認調査については、平成20年4月に改正された確認調査実施要領に則り実施し、事業の規模・内容等により必要に応じて現地調査を実施することとする。</p>
<p>8. 市町村振興総合補助金「魅力ある地域づくり事業（地域一体まちづくり推進事業）」交付先：東松島市</p>	<p>イ 事業内容が市町村の提案によるものであるから、実績確認にはその内容に応じた確認項目が必要と思われる。 事業内容が市町村の提案によるものであるから、実績確認にはその内容に応じた確認項目が必要と思われる。</p>	<p>事業採択の可否判断を行う事業要望の段階から、事業実施後の確認調査の段階まで、メニュー事業担当課と地方機関との情報の共有化を図りながら、連携を一層強化し、確認調査の精緻化に努めていく。</p>

付先：東松島市

県は、市町村振興総合補助金確認調査実施要領第4で、「その他の項目については、本庁のメニュー事業担当課が地方機関と調整の上、定めるものとする。」としているが、石巻地方振興事務所では共通確認事項だけによる確認調査を実施していた。
確認調査は制度上、地方機関が行うことになっているが、本庁のメニュー事業担当課には、これまで以上に地方機関と連携して確認調査の精緻化を図ることを求めるものである。

ら、連携を一層強化し、確認調査の精緻化に努めていく。

□ 当該事業の補助効果の指標を石巻地方振興事務所では、「地域活性化」としており抽象的であったので、間接的・部分的な効果を示すと考えられる指標を設定し、できるだけ補助効果の明確化を図る必要があるほか、地域住民の組織が活動を継続しているか、調査することを望むものである。

本事業の目的は「自助・自立の組織育成を図り、地域計画の策定を目指すこと」であるが、間接的・部分的な効果として、「まちづくり委員会」の設置状況、開催状況、委員会での議論等を検証することにより、補助効果の明確化を図っていく。
また、当該事業は平成19年度にも補助事業として実施していることから、平成19年度の当該補助金の確認調査の実施時に改めて活動状況を調査する。

9. 市町村振興総合補助金「地域産業振興事業（気仙沼産水産物ブランド化推進事業）交付先：気仙沼市

気仙沼地方振興事務所地方振興部は、同水産漁港部が作成した確認調査復命書を受理していたが、記載内容の確認が十分だったとは言えなかった。地方振興部では、水産漁港部が作成した書類の記載内容を精査し、必要に応じて補充調査を指示するなど、補助金の確認に関して主導的な役割を果たすことを望むものである。

確認に当たっては、收受した書類の記載内容をよく確認して再発防止を図るとともに、地方振興部が主導的な役割を果たしていく。
また、気仙沼地方振興事務所および気仙沼保健福祉事務所の事業担当者を対象とした市町村振興総合補助金事務にかかわる研修会を平成20年4月23日に開催した。今後メニュー事業担当課・所と緊密な連携を図り、事務処理の水準の向上を図っていく。



番 町 村 第 7 6 号
平 成 2 0 年 4 月 2 3 日

宮城地方振興事務所長 殿
(地城振興新幹工・振興(第一)組扱い)

総務部長
(公印省略)

平成19年度行政監査報告書の結果・意見に係る措置について(通知)
平成19年度行政監査者において、みやぎ新しいまち・未来づくり交付金が対象となり、県単独補助金の実績報告にかかる確認状況について監査を受け、監査委員より原簿のとおり報告書が提出されました。
このことを受け、下記のとおり措置を講じますので、適切な事務処理をお願いします。

記

- 1 実績確認にあたっては、県民の視点に立つとともに、交付金の財源が税金であることとを念頭に置き、その速達や有効性を確認願います。
- 2 実績確認については、平成14年11月1日付け行管第82号で通知した「IV補助対象経費等の実績確認に関する改善方針」に基づき、実施願います。
なお、原則として、現地確認を行うとともに、チェックリストは別紙基本様式を添付願います。
- 3 実績確認後は、チェックリストの写しを市町村課に送付願います。

担当：市町村課行政第一室 滝野
 TEL 022-211-2346
 FAX 022-211-2299
 e-mail azano-kai73@pref.aizumi.jp

○宮城県監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第121項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成20年6月3日

宮城県監査委員	畠	山	和	純
宮城県監査委員	袋			正
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門	
宮城県監査委員	谷	地	森	涼
宮城県監査委員				子

- 1 監査委員の報告日
平成20年4月3日
- 2 通知のあった日
宮城県知事 平成20年5月12日
- 3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 管財課

イ 監査委員の報告の内容

「宮城県自治会館管理組合」に交付する管理費負担金において、管理組合の職員による管理費等の横領事件が発生し、不正に使用されたことが認められたので、横領に伴う損害金の回収及び再発防止に向けて適切な指導を図らねばならない。また、管理組合の収支決算において毎年度多額の余剰金が発生し、且つ、管理費負担金に係る余剰金処分が「宮城県自治会館管理規約」第49条第1項の規定に反したものと な っ て いる こと から、管理費負担金の削減を図るとともに、余剰金の処分が適正なものとなるよう管理組合の組合員として取り組まねばならない。

(内容)

「宮城県自治会館管理組合」に交付する管理費負担金において、組合の管理及び監査体制の不適切さが原因とされる組合の元事務局長による横領事件の発生や、組合において、組合規約に反した会計処理がなされていることが認められたもの。

・元事務局長が関与した使途不明金(平成6年度～平成15年度)

101,080,149円

・県損害額(推定)(平成6年度～平成15年度)

25,757,547円

・組合規約に反する会計処理

組合規約では、管理費又は組合費はその余剰を生じた場合、その余剰は翌年度におけるそれぞれの費用に充当するとなっているが、組合では、管理費の繰越金を修繕積立金に積み立てていたもの。

修繕積立金（平成18年度残高）
218,058,949円

措置の内容
管理組合に対し、損害金の回収及び再発防止策について提言するとともに、管理費負担金の削減及び管理規約の遵守を要請した。

なお、管理組合では、県の要請を受けて、平成20年3月26日開催の総会で、損害金回収のための民事訴訟の提起、特別会計の新設等の再発防止策を講じることを決定している。

(2) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

（内容）

・平成18年度収入未済額

現年度分 148,373,208円

過年度分 340,063,545円

合 計 488,436,753円

・平成17年度収入未済額

現年度分 122,954,156円

過年度分 351,864,230円

合 計 474,818,386円

措置の内容

滞納整理の早期着手と事案に即した早期の納付催告や電話加入権及びタイロックスを活用した自動車の差押、差押財産の公売を実施するなど収入未済額の縮減に努めている。

また、滞納整理強化月間等を設定して全所体制による滞納整理を実施するとともに、休日・夜間納税相談（滞納整理）窓口を開設し、徴収の確保と滞納額縮減を図る。

(3) 大崎県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに

適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

（内容）

・平成18年度収入未済額

現年度分 164,476,065円

過年度分 349,802,333円

合 計 514,278,398円

・平成17年度収入未済額

現年度分 132,317,920円

過年度分 361,287,679円

合 計 493,605,599円

措置の内容

県税の徴収対策については、大口課税分の納期限前の滞納懸念による滞納の未然防止を図りながら、滞納整理の早期着手に取り組んでいる。

また、所内の滞納事案検討会を開催し、滞納額の進行管理及び処分方針を定めるなどとして、従来の電話加入権や預貯金等の債権差押のほか、新たにタイロックスを活用した自動車の差押を実施し、差押財産の公売を推進し、徴収の確保と収入未済額縮減に努めている。

特に、収入未済額の36%を占める自動車税については、全所体制によるローラー作戦、休日訪託、電話催告などに積極的に取り組んだほか、納税者の利便を考慮した休日・夜間納税相談窓口を開設している。

(4) 仙台港湾事務所

イ 監査委員の報告の内容

港湾施設使用料に歳入還付金及び還付加算金の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

（内容）

港湾整備事業特別会計の野積場使用料（平成18年5月～平成19年1月分）において、コンテナ個数の転記ミスにより、過大に測定・徴収し、返還に時間を要したことから、歳入還付金及び還付加算金が発生したものの。

・正調定額 24,542,690円

・誤調定額 51,151,550円

・過大徴収額 26,608,860円

・歳入還付金 26,608,860円

・還付加算金 399,500円

(歳入還付金及び還付加算金については、平成19年2月14日に支出済み。)

□ 措置の内容

速やかに次の再発防止策を講じた。

1 コンテナ取扱報告書の様式について、利用者から了解を得た上で、港湾事務所の入力書式と利用者の報告書式を統一したほか、新たに設置数の欄を設けてもらうなど、チェックしやすい様式に変更した。

2 マーシャリンゲ(実入りコンテナ)ヤード、空コンテナヤードの過去2年間の調定額一覧表及びコンテナ設置個数表を新たに作成し回議書に添付することにより、所属の管理職員、班長、班員が異常値等を再チェックできるようにした。

3 マーシャリンゲ(実入りコンテナ)ヤード、空コンテナヤードにおけるコンテナ設置数について、利用者の協力を得て現地確認調査を平成19年2月28日と11月6日の2回実施した。

(5) 柴田高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費(食堂等電気料)において、未調定による多額の不徴収額及び調定額の誤りによる追加調定額が発生したため、今後再発しないよう対策を講じること。また、収入未済額については、履行延期特約承認をしているが、履行延期特約承認内容どおり納入が履行されるよう、適切な債権管理を図らねばならない。

(内容)

食堂等の電気メーターを1桁少なく読みとったことにより、未調定による多額の不徴収額及び調定額の誤りによる追加調定額が発生した。なお、食堂等設置者である柴田高等学校父母教師会に対しては、平成11～平成17年度分について調定・請求したが、平成7～平成10年度分についての一部調定遺漏分については、請求する正確なデータがないということで、調定・請求を行わなかったもの。

○未調定額(平成7年度～平成10年度分)

・不徴収額 2,474,717円(推計額)

○調定額(平成11年度～平成17年度分)

・正調定額 5,064,129円

・誤調定額 1,564,951円

・追加調定額 3,499,178円

(平成11年度～平成17年度分追加調定額の内、平成16年度～平成17年度分及び履行延期

特約承認による毎月の納入額については、納入済み。)

○収入未済額 2,464,075円(平成18年度末)

□ 措置の内容

再発防止のため、目的外使用の光熱費の徴収方法については事務引き継ぎの重要事項とした。収入未済額については、債務者である柴田高等学校父母教師会長が、出納局の履行延期の特約承認を受け、平成28年6月には完済の見込みである。

なお、収入の確認を含め適切な債権管理に努める。

また、目的外使用許可の取り扱いを含め歳入、歳出事務については、事務長公等で指導を徹底している。

収 入 明 細

○風賀町立柴田高等学校(平成19年外報19号(平成19年11月11日))中

ペーシ	シ	シ	収		入	
ヤ	上	下	9 級		9 級	
			三種	83,800円	三種	83,800円
			四種	75,500円	四種	75,700円
			計		計	
			1,236,000円		1,236,000円	